電気通信大学産学官連携センター運営委員会規程

平成21年 4月 1日 改正 平成22年 3月19日 平成24年 5月22日 平成26年 2月26日

平成28年 3月23日

平成29年 1月26日

平成30年 3月30日

平成31年 3月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学産学官連携センター規程第8条第2項の規定に基づき、 産学官連携センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定め るものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、電気通信大学産学官連携センター(以下「センター」という。)に関する次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 管理運営に関する基本方針に関すること。
 - (2) センターの構成員に関すること。
 - (3) 産学官連携の推進に係る企画、立案に関すること。
 - (4) 民間等との共同研究及び受託研究の受入審査に関すること。
 - (5) 各部門間の連絡調整に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。

(委員)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 各部門長
 - (3) 各部門から選出された者 各1人
 - (4) 大学院情報理工学研究科各専攻(共同サステイナビリティ研究専攻を除く。) から 選出された専任教授 各1人
 - (5) その他センター長が必要と認めた者
- 2 センターに副センター長を置く場合は、前項の委員に加えるものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。 ただし、副センター長を置く場合は、副センター長が代行する。

(会議の開催)

- 第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。 (委員以外の者の出席)
- 第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。 (委員会の事務)
- 第8条 委員会に関する事務は、学術国際部研究推進課が行う。 (雑則)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附即

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附則

- この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成29年2月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。